

特用樹の造林に関する手続きと支援策



手続き

ウルシ等の特用樹の造林は農地・林地いずれでも可能ですが、それぞれ手続きと支援策が異なります。

- 植栽後、施肥、病虫害防除、下草刈り、枝打ち等の肥培管理を全期間にわたり継続して適切に行うのであれば農地として管理することができます。
- 肥培管理を行わない場合には、農地から林地への転用の手続きが必要となります。
- 農地に対する支援を受ける場合は、まずは地域で話し合い、農山漁村振興推進計画及び事業計画の策定（①の場合）、集落等を単位とした協定の作成（②の場合）等を行う必要があります。

土地の状況	肥培管理	転用手続き	支援策	
荒廃農地 (荒廃化のおそれのある農地を含む)	肥培管理をする	なし	植栽 ①、②、③	農地として管理・利用 (①)、②、③
	肥培管理をしない	・ 農振農用地区域除外手続 ・ 農地の転用手続	植栽 ①、【②】、③、④、⑤	林地として管理・利用 (①)、【②】、③、④、⑤
林地		なし	植栽 ③、④、⑤	林地として管理・利用 ③、④、⑤

支援策

- ・ 丸数字は下記枠内の活用可能な支援策
- ・ () 内は実施期間（最長3年）のみ支援可能
- ・ 【】 内は令和4年度以前策定した協定分のみ支援可能

① 農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策

内 容：保全すべき農地周辺部における荒廃農地等への低密度で見通しがよい計画的な植栽、管理
補助率：定額(苗代、管理費 5,000円/10a)（地域協議会等）

② 日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払交付金

内 容：農業生産条件の不利な中山間地域等における農用地への植栽、管理
補助率：定額（緩傾斜 3,500円/10a、急傾斜 11,500円/10a等）（農業者等）



③ 林業・木材産業循環成長対策

内 容：植栽、林相改良、施設整備（倉庫等）等
補助率：1／2 以内（生産者団体等）

④ 森林整備事業

内 容：地域森林計画対象森林における植栽、播種、施肥等
補助率：集約化した森林（森林経営計画対象森林）においては、国・都道府県合わせて約7割
それ以外の森林においては、約4割（森林所有者等）

⑤ 森林・山村多面的機能発揮対策

内 容：森林経営計画対象外の森林における保全管理活動等の一環として行われる植栽、保育等
補助率：定額、1／2、1／3 以内（地域住民や森林所有者等で構成する活動組織）

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和6年度予算額 8,389（9,070）百万円の内数】
（令和5年度補正予算額 525百万円の内数）

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策【①、③、④は令和5年度補正予算含む】

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想図を作成**し、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援**します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：＜ソフト＞定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、＜ハード＞5.5/10等】

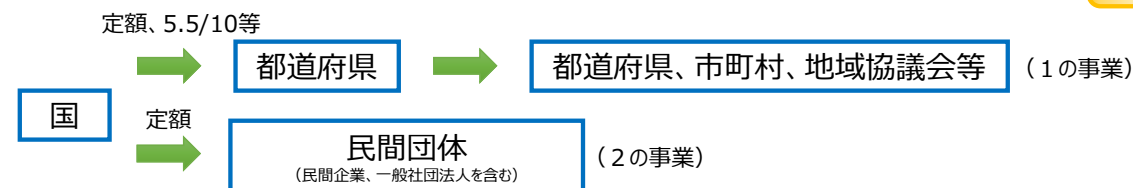
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業【令和5年度補正予算】

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみの話し合い】



【土地利用構想の概定】



【農用地保全の実証的な取組】



放牧

Step 2

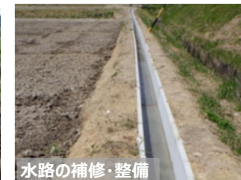
土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想図の策定】



伐根・整地



水路の補修・整備



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）

日本型直接支払のうち
中山間地域等直接支払交付金

【令和6年度予算額 26,100（26,100）百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止〔令和6年度まで〕

＜事業の内容＞

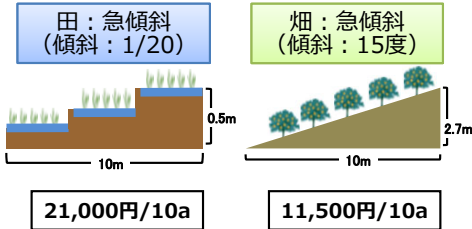
＜事業イメージ＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800（25,800）百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500

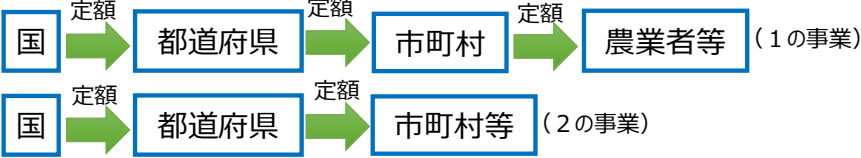


「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300（300）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



【対象地域】中山間地域等
（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円（田・畑） 14,000円（田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円（田・畑）
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円（地目にかかわらず）
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

<対策のポイント>

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

<事業の内容>

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

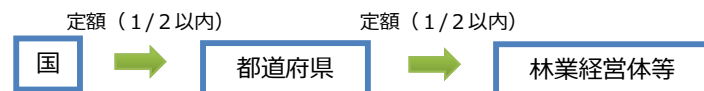
特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

また、支援にあたり、**生産資材の国産化や廃菌床の再利用に取り組む事業者に対する優先採択（ポイント化）**のほか、**新規参入者に対する優先採択（ポイント化）**を設定します。

<事業実施主体>

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



人工ほだ場の整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

拡充内容

○生産資材の国産化や廃菌床の再利用に取り組む事業者に対する優先採択（ポイント化）



コーンコブ



廃菌床

○新規参入者に対する優先採択（ポイント化）



多様な担い手の確保

<対策のポイント>

花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進するとともに、森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けて、間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を着実に推進します。

<事業目標>

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha〔令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均〕）
- スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減〔令和15年度まで〕、5割削減〔令和35年度まで〕）

<事業の内容>

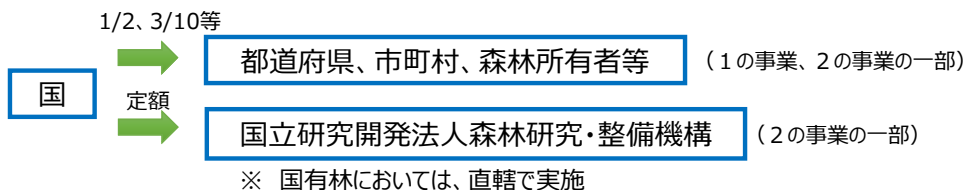
1. 間伐や再造林、路網整備等

- ① 花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進するとともに、間伐や再造林等の省力化・低コスト化を進めます。
- ② 林業適地等における林道の開設・改良等を支援します。
- ③ 林道整備と併せて行う幅員が狭い農道の一体的な改良を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ施設周辺の森林等について、公的主体による復旧・整備を推進します。
- ② 防災上重要な幹線林道の開設・改良や林道施設の老朽化対策を支援し、林道の強靱化を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

間伐や再造林、路網整備等

<林業適地等における対応>

低コスト造林による
再造林面積の確保

路網整備の推進に
より再造林等を後押

森林資源の
適正な管理

公益的機能の持続的発揮

●花粉発生源対策

スギ人工林において伐採・植替えの一貫作業等を支援



一貫作業の実施

●林道整備と併せて行う農道改良

大型トラック等が通行できない林道手前の農道を、林道整備と併せて改良



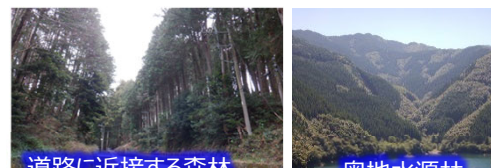
急なカーブ

幅員が狭い箇所

豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進

防災上重要な幹線林道の開設・改良等による林道の強靱化



道路に近接する森林

奥地水源林



法面の整備等による防災機能の強化

森林・山村多面的機能発揮対策

【令和6年度予算額 851（1,020）百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、**地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保安全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援**します。

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割〔令和8年度まで〕）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

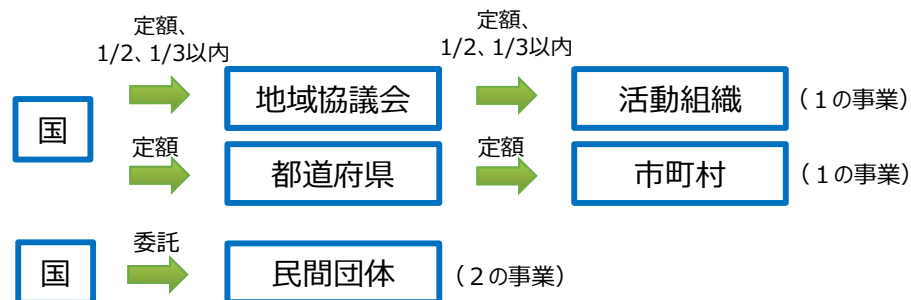
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 840（1,009）百万円

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する**活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援**します。
- ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、**路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）を支援**します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 11（11）百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等を開催**します。

<事業の流れ>



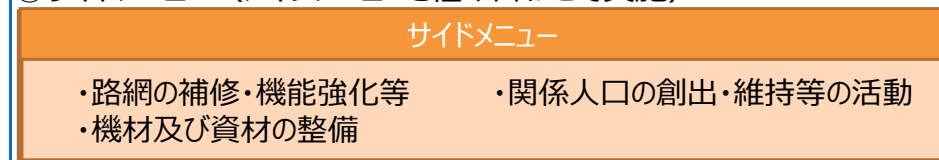
<事業イメージ>

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー



②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）



地域協議会
都道府県・市町村

・活動組織への支援等



自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施



評価検証事業

- ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）
- ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等